

平成29年度 納税表彰式

日時／平成29年11月15日(木) 10:30～11:30 会場／KKRホテル名古屋



名古屋中税務署 署長表彰 受賞者 (敬称略)



大原 良生

株式会社山本屋総本家 常務取締役
公益社団法人名古屋中法人会 経営研究会



石樽 隆典

株式会社美阜屋 取締役
公益社団法人名古屋中法人会理事 税制委員
栄東支部理事 会計 事業委員 経営研究会



横井 浩

合資会社尾張屋 代表社員
公益社団法人名古屋中法人会
青年部会 対外連携委員会副委員長

名古屋中税務推進協議会 会長表彰 受賞者 (敬称略)



長崎 純子

株式会社味岡屋商店 代表取締役
公益社団法人名古屋中法人会 女性部会理事
組織委員



田中 義明

タクテックス株式会社 代表取締役社長
一般社団法人愛知県法人会連合会
青年部会連絡協議会監事
公益社団法人名古屋中法人会 青年部会部会長



名古屋中税務署 署長表彰 受賞者の皆様



名古屋中税務推進協議会 会長表彰 受賞者の皆様

納税意識高揚事業

名古屋市営地下鉄駅舎に「平成29年度分確定申告」の啓発ポスターを掲示

《掲示期間》

平成30年1月5日～3月31日

《駅名・掲示箇所》

国際センター駅、市役所駅（北改札口、南改札口）、
上前津駅、東別院駅、伝馬町駅、新栄駅、鶴舞駅、
御器所駅、覚王山駅、一社駅（南改札口、北改札口）、
藤が丘駅



啓発ポスター



市役所駅南改札口



上前津駅



覚王山駅



新栄駅

NAKA

ダ・カ・ラ・オ・モ・シ・ロ・イ

経営研究会第3回事業 中法人会フライデー ナイト フィーバー2017

日時／平成29年10月20日(金) 18:00～21:00 会場／forte NAGOYA

若さ情熱を取り戻せ！法人会は生涯青春！

青年部会と女性部会の仲間たち。それに会員以外の友達も交えて、大人のディスコパーティーで、懐かしい音楽とリズムに合わせて踊りました。



調査部所管法人税務研修会

日時／平成29年10月18日(水) 14:30～17:30 会場／中日パレス エンゼルの間

研修Ⅰ

「誤りやすい源泉所得税」

研修時間／14:40～15:15

講師／名古屋中税務署 法人課税第一部門

統括国税調査官 小泉 和也氏

《主な研修内容》

- ① 具体的な取り扱いについて
 - ・通勤手当・交際費・従業員のレクリエーション旅行
 - ・報酬 料金・海外関係
- ② 配偶者控除の改正について



研修Ⅱ

「申告書作成上の留意点 申告前の再点検」

研修時間／15:15～16:15

講師／名古屋国税局 調査部

調査審理課課長補佐 篠田 昌宏氏

《主な研修内容》

- ① 申告書確認表の活用について
- ② 法人税
 - ・外国税額控除・試験研究費に至る法人税額の特別控除
 - ・受取配当の益金不算入・雇用者給与支払額が増加した場合の特別控除
- ③ 消費税
 - ・中間申告税額・課税売上割合・申告調整事項
- ④ その他
 - ・平成29年度税制改正・事前照会に対する文書回答手続の利用



講師 沖田 政人氏



講師 篠田 昌宏氏



講師 小泉 和也氏

講演会

「税法の解釈について」

講演時間／16:30～17:30

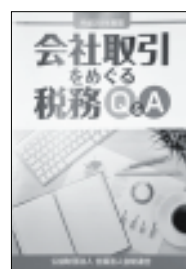
講師／名古屋国税局 調査部部长 沖田 政人氏

《主な講演内容》

- ① 税の基本原則
 - ・納税の義務・租税法律主義・租税公平主義・財産権保障
- ② 法令の解釈
 - ・法令解釈の必要性・法令解釈の方法
 - ・税法の解釈（最高裁判所判例）
 - 「期間の日数」「保存」「控除」「配偶者」



テキスト
税法の解釈について



平成29年度版
会社取引を巡る税務Q & A



申告書確認等の活用について
申告書確認表の活用ポイント



「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みについて」

解説／国税庁調査課

税知識普及事業

初心者のための源泉所得税研修会

日時／平成29年10月3日(火) 13:30～15:30 会場／中日パレス クラウンホール 中日ビル5F
 講師／名古屋中税務署 源泉所得税事務担当 審理専門官 栢原 孝子氏

「源泉徴収のしかた」を学ぶ

初めての源泉事務に携わる方、もう一度源泉の基礎的事項を復習する方の研修会

この研修会は、給与の源泉徴収事務を中心にその概要の説明となります。受講生は初心者だけでなく会員以外の一般の方も受講できます。

源泉所得税は個人にかかる所得税ですが、法人においてもどんな場合に源泉徴収をしないといけないのか。また、対象となる所得にはどのようなものが含まれるのかなどについて、源泉徴収漏れを生じさせないように十分な知識が必要になります。

平成29年度税制改正では、配偶者控除の取扱いについて、103万円の壁が150万円へ引き上げられる改正があり、今後も基礎控除をはじめとする人的控除などの見直しが検討されています。

【研修の主な項目】

- 税制改正内容
- 毎月の給与や賞与の税額計算
- 現物給与（経済的利益）
- 報酬、料金
- 非居住者
- 退職所得

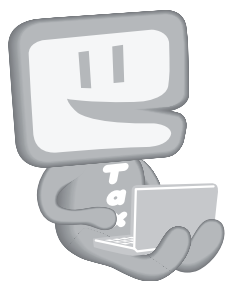


講師 栢原 孝子氏

名古屋中税務署 筆頭副署長
伊藤 志朗氏平成29年度版
源泉徴収のしかた平成29年度版
源泉所得税実務のポイント

中日パレス クラウンホール

e-Tax利用のお願い



名古屋市内法人会 e-Tax 推進合同会議

(公社)名古屋中法人会
(公社)名古屋東法人会
(公社)名古屋北法人会
(公社)名古屋中村法人会
(公社)名古屋西法人会
(公社)熱田法人会
(公社)千種法人会
(公社)昭和法人会
(一社)中川法人会



日頃は法人会活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

名古屋市内の9法人会は、平成22年9月から連携して、「e-Tax利用の実施について」と題した依頼文により会員の方へe-Tax利用のご案内をしてまいりました。

この取り組みによって、名古屋国税局管内におけるe-Taxの利用割合の向上に少なからず寄与することができたものと考えております。

これも、一重に皆様方の活動へのご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、従前の活動主体は「会員企業の関与税理士による代理送信の依頼」でございましたが、平成25年度からは、この活動に加えてe-Tax手順のうち、利用開始の手続きが非常に簡単であり、また、多くの会員企業の皆様

方が行っている源泉所得税の納付に非常に便利な「ダイレクト納付」の利用に向けた周知活動にも取り組んでおります。

ダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

このダイレクト納付の利用には、インターネットに繋がるパソコンさえあれば、簡単な手続きですぐに開始することができますので、会員の皆様には、是非、納税にも、ご利用いただけますようお願い申し上げます。

尚、すでにご利用いただいている会員におかれましては、引き続きのご利用をお願い申し上げます。

インターネットができるパソコンさえあれば、誰でもすぐに始められる、ダイレクト納付から始めてみましょう!

まずは、あなたの会社とダイレクト納付の相性チェック!!

次の質問に該当する場合は、✓チェックしてください。

- ☐ インターネットに繋がるパソコンを持っている
- ☐ e-Taxには協力したいが、手続きが面倒だから二の足を踏んでいる
- ☐ 毎月、忙しい中、時間を割いて源泉所得税の納付ために銀行に出かけている
- ☐ 源泉所得税の納付をすっかり忘れてしまったことがある

以上の項目に1つでもチェックができた方には、ダイレクト納付はお勧めです!

ダイレクト納付は、

- ①利用開始の手続きが、とっても簡単
- ②金融機関に行かなくても指定した預貯金から納付可能
- ③納付日を予め指定しておけば、納付のうっかり忘れを予防

等々、特に、毎月の源泉所得税の納付にかかる事務削減には効果絶大です!

会員の皆様、簡単・便利なダイレクト納付の活用をご検討ください

代理送信依頼活動のお願い

名古屋市内9法人会が連携して、会員の皆様から関与税理士の方に代理送信依頼を行う活動に取り組んできた結果、名古屋市内のe-Tax利用割合は、増加傾向にあります。

しかし、名古屋国税局全体の法人税等の申告に係るe-Taxの利用割合に比べて、名古屋市内のe-Taxの利用割合は依然として低調であるようです。

そこで、名古屋市内9法人会は、会員の皆様から関与税理士の方への代理送信依頼活動を継続して取り組むことと致しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

会員企業の皆様におかれましては、関与税理士の方に対しまして、機会をとらえて

「当社の申告は、e-Taxでお願いします」とお伝えください。

会員企業の皆様のこの一言が、e-Tax利用割合の向上に繋がります。

お知らせ 税務署へ提出する申告書や申請書等には
マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、
 申告手続などには
マイナンバーの記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です!

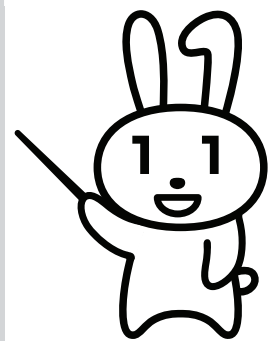
本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
ご本人のマイナンバーを確認できる書類	記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
● 通知カード ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。) などのうちいずれか1つ	● 運転免許証 ● パスポート ● 在留カード ● 公的医療保険の被保険者証 ● 身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ



～社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について～

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

このため、税務署に提出していただく確定申告書等の税務関係書類につきましては、提出の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要です。

また、マイナンバー（個人番号）につきましては、本人確認書類（※）の提示又は写しの添付が必要です（e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。）。

※ 本人確認書類の例

例1：マイナンバーカード

例2：通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

なお、国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。



平成30年度税制改正の大綱の概要

(平成29年12月22日閣議決定)

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮

称）の創設等を行う。また、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。

○給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- 給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- 公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

資産課税

○事業承継税制の拡充

- 10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

○一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

- 同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。

○土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

○中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置

- 革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置を創設する。

法人課税

○賃上げ・生産性向上のための税制

- 所得拡大促進税制を改組し、①平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について税額控除ができる制度とする。
(注) 中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組。
- 情報連携投資等の促進に係る税制を創設し、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除を可能とする。
- 租税特別措置の適用要件の見直しを行い、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、①平均給与等支給額が前年度を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

○事業再編の環境整備

- 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた事業者が行った特別事業再編（自己株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得）による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べる。

○地方拠点強化税制の見直し

- 地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しを行う。

消費課税

○国際観光旅客税（仮称）の創設

- 平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律（1,000円）の負担を求める国際観光旅客税（仮称）を創設する。

○外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- 一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。
（注）現行、「一般物品」と「消耗品」それぞれで下限額を満たす必要。
- 現行の紙による免税販売手続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続を電子化する。

○たばこ税の見直し

- 国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施する。
- 加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

○地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

- 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。これに伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外（50%）の代替指標を人口とする。

○金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

- 輸入に係る消費税等の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の10倍が1,000万円超の場合、脱税額の10倍に引き上げる。

国際課税

○恒久的施設関連規定の見直し

- 日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するため見直す。

納税環境整備

○税務手続の電子化等の推進

- 法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。
- 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン減税に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出を可能とする。
- 複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムを導入する。

関 税

○暫定税率の適用期限の延長等

- 平成29年度末に適用期限の到来する暫定税率（392品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

- 無許可輸入罪等について、罰金額を500万円以下から1,000万円以下（貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合、価格の5倍まで）にする等の引上げを行う。

備 考

○森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

- 次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）（平成36年度から年額1,000円を課税）及び森林環境譲与税（仮称）（平成31年度から譲与）を創設する。

地元国会議員へ、税制改正の要望

日時／平成29年12月22日(金) 17:00～17:45 会場／薬師寺みちよ参議院委員愛知事務所(中区丸の内)



参議院議員 薬師寺 みちよ氏(右)、鶴岡 一美氏 専務理事補佐

中小企業対策の不足。企業と個人の将来に対する不安

全国法人会総連合は、平成29年10月から12月にかけて中小企業庁・総務省・財務省・主要政党・国税庁などに対し「会員企業の役に立つ税に関する提言」を実施した。

さらに、全国の単位法人会では地元の国会議員に対して「地方の経済活性化と中小企業対策に向けた税制改正の要望書」を提出した。

薬師寺議員への要望では「中小企業対策、障がい者・介護や子育ての女性の雇用、治療と職場の両立」などについて行った。

はくじょう
白杖をお持ちの方、お手伝いすることがあります

2016年のリオパラリンピック閉会式に参加した薬師寺氏は、スタジアムが満席だったリオの感想と2020年に開催する東京パラリンピックへの思いを語った。

障がい者スポーツ大会の起源は、1948年のロンドン五輪に始まり、第15回リオパラリンピックでは159カ国が参加している。

薬師寺氏は、「およそ70年の歴史を持つ欧米では街の中で障がい者を見かけたら、誰もが自然に声をかけ手助けしている。一方、日本では視覚障がい者が点字ブロックの位置の不備でホーム転落事故が多発しているなど、日本の社会の考え方が遅れている」と指摘。その背景に「格差社会の広がりややさしさに欠ける殺伐とした世相も要因のひとつだと思いますが、障がい者対策を推進する国会の委員会や公的・民間の会議では、健常者の考え方・視線で決められていることが多いのも事実です」と述べた。

「2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、多くの外国人が来日されます。『おもてなし』が五輪招致の合言葉でしたが、日本の障がい者への対応が世界に試されます。皆様と一緒に本当の『おもいやりとやさしい日本』を世界に示すチャンスと捉えて頑張ってまいります」と決意を語られた。

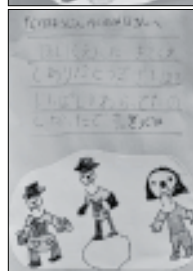
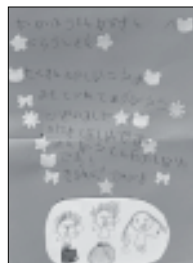
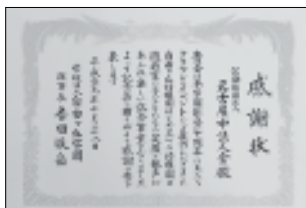
クラウン派遣感謝状

社会福祉法人 道德福祉会 みなみ保育園

派遣実施日／平成29年2月22日
クラウン／じ〜によ、ミント、びとー

学校法人自由ヶ丘学園 創立60周年記念協賛事業

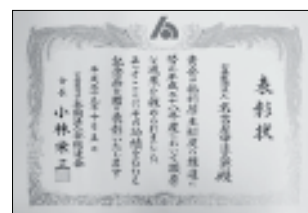
派遣実施日／平成29年6月15日・19日・20日
クラウン／カノン、潤、HANS(ハンス)、
ミント、が〜こ、げっこー、
なっつ、ク〜リ〜



全国法人会総連合 会長表彰

福利厚生制度推進事業

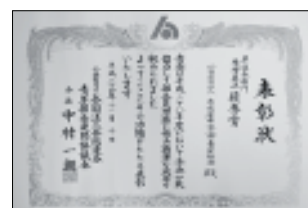
平成29年10月5日



全国法人会総連合 青年部会連絡協議会会長表彰

第31回全国青年の集い 高知大会

平成29年11月10日



女性部会秋の教養講座

香が誘う古典文学の世界

日時／平成29年10月27日(金) 11:00～14:00 会場／可ん寅 講師／香道志野流 水谷 三佐子氏



講師 水谷 三佐子氏

【講師略歴】

昭和23年鹿児島市生まれ。同志社大学文学部中退。名古屋在住。中部日本放送番組会審議委員、文学、香道などの市民講座講師歴任。

第6回清水信文学賞受賞。現在、中部ペンクラブ副会長、中日文化センター香道講師（志野流）。CBCクラブ会員、ねんげ句会同人。



女性部会署長講演会

少子高齢化と結婚・離婚・相続とその税

日時／平成29年11月9日(木) 11:00～13:00 会場／ホテルオークラレストラン 講師／名古屋中税務署長 小久江 元秀氏



講師 小久江 元秀氏



開会あいさつ 眞野 綾子氏



小久江元秀署長様に「少子高齢化と結婚・離婚・相続」について講演していただきました。ご丁寧に資料まで用意してくださり、保険料の負担増、相続税の見直しなど身につまされる話題でしたので、皆様と一緒に興味深く拝聴させていただきました。

最後に署長様のご戒名が披露され、その後のおいしい料理とあっという間の2時間半でした。個人的には署長様のご年齢が、とうとう年下になってしまったということがショックでした。

Report／広報担当 酒井 恵美子

支部事業 (平成29年10月～12月)

レギュラー事業

名城	10/24	北部四支部合同	変なホテル&ラグーナテンボス
錦三	10/12	ミッドランドスクエアシネマ・バックヤード	
御園	10/24	北部四支部合同	変なホテル&ラグーナテンボス
栄西	10/24	北部四支部合同	変なホテル&ラグーナテンボス
栄東	10/24	北部四支部合同	変なホテル&ラグーナテンボス
大須	11/17	伊勢神宮外宮&内宮	おかげ横町
平和	10/16	健康と食事講座	

プラスワン事業

錦三	11/26	プラネタリウム招待	
新栄	12/5	東部三支部合同文化事業	尾張万歳
千早	12/5	東部三支部合同文化事業	尾張万歳
大須	10/14～15	大須大道町人祭	
平和	12/1	平和学区総合パトロール	清掃活動
松原	10/24	防災訓練	
	11/14	交通安全講習会	
	12/2	餅つき大会	

餅つき大会

松原支部



平成29年12月2日

岡崎八丁味噌の郷と変なホテル視察

北部四支部合同事業 バス研修旅行

日時／平成29年10月24日(火) 支部／名城・御園・栄西・栄東

正保2年(1645)創業の「角久八丁味噌」・
蒲郡ラグーナテンボス「変なホテル・ハウステンボス歌劇団」



第40回 大須大道町人祭

大須支部地域協賛事業

期日／平成29年10月14日(土)・15日(日) 会場／大須商店街界限



大須！何でもええじゃないか！

今から150年前、明治維新直前の慶応5年（1867）に空から神様仏様のお札が次々と降ってきて大騒ぎになりました。町衆は、不穏な世相を神仏の出現によって世の中が良くなると信じて、連日連夜「ええじゃないか」とお祭りをし、祭りには造り物、仮装、踊りが登場、通常祭礼に参加しない女性も積極的に加わったそうです。

名古屋市の蓬左文庫所蔵の『青窓紀聞』には、大須万松寺白雪稲荷のお札が熱田宿に降り、遊女や芸者のお札参りで白雪稲荷が賑わったとあります。

第40回となった大須大道町人祭は、150年前の「ええじゃないか」を再現しました。

万松寺通の入口付近には、法人会大須支部のPRブースが

設営され、支部役員の皆様が法人会広報誌の配布と加入勧奨、児童への法人会グッズやマンガ本を配布しました。

大須観音から出発した「ええじゃないか」の行列が法人会のブースに近づいたその時、近くの南大津通交差点で政権政党の首脳が国政選挙の応援演説を始めました。

お囃子と見物人の歓声、大物政治家を一目見たいと集まった見物人、ダークスーツのSP、マスコミの報道陣で大変な喧噪です。

「ええじゃないか、ええじゃないか、何でもええじゃないか！」「我が党のエース〇〇くんをよろしくお願いします！」…。日本一元気な大須商店街は、150年前の祭りが再来して活気に溢れていました。

日本の祝^{しゆくとう}儀のルーツ「尾張万歳」

新栄・千早支部地域社会貢献事業

日時／平成29年12月5日(火) 18:00～19:30

会場／中日ビル5F 中日パレス

【第1パート 講演：50分】

演題：尾張万歳の世界に貴方を誘います！

講師：林 和利氏 名古屋女子大学教授

【第2パート 演技：40分】

演者：北川 幸太郎氏 国指定重要無形民族文化財
尾張萬歳保存会会長
尾張萬歳家元五代目長福太夫



講師 林 和利氏



開会あいさつ
事業委員長 山口 忍氏



司会進行 岡田 光弘氏



万歳を漫才と命名した吉本興業

NHK 朝ドラ「わろてんか」は、吉本新喜劇の吉本興業を、明治45年(1912年)大阪で創業した吉本吉兵衛(通称 泰三)と妻・せいの夫婦が、笑いを絆に築き上げた物語となっている。

講師の林和利氏は、寄席の演目「落語・講談・浪花節」に加えて、庶民に親しまれてきた万歳を「漫才」と名付けて始めたのは吉本興業であり、現在の漫才ブームの先駆けとなったことを紹介した。

万歳の生い立ちは、奈良時代の舞楽(雅楽)「万歳楽」に始まり中国の唐の舞楽が源流で、衣装も唐風であったといわれる。

平安時代に入り、日本様式の猿楽「千秋万歳」に移り変わり、鎌倉・室町時代に始まる伝統芸能の「能」と滑稽芸の「万歳」や「狂言」が生まれた。「尾張万歳」は万歳の源流として普及し、江戸の徳川家康に招かれ、全国の藩主にその存在を知らしめた。

やがて三河万歳から秋田万歳・会津万歳へと広がっていき、越前万歳は加賀万歳を興した。全国に広まった万歳を「大和万歳」と呼ぶ。本家の尾張万歳は、伊予万歳と並行して「上方漫才」(近代・現代の漫才)へと豊かにその枝葉を広げていった。

尾張万歳の発祥と歴史

伝承によれば、尾張国矢田村の長母寺住職の無住一円が鎌倉時代に、寺の雑役をしていた村人に法華経をわかりやすく説き、節を付けて教えたのが始まりとされる。江戸時代の尾張万歳は、伊勢・紀伊・遠江・木曾などを廻って演じられ、末期には舞台芸能の色合いを深め御殿万歳や鼓・三味線・胡弓を取り入れた三曲万歳が生み出された。なかでも謎かけ問答やお笑いを進める音曲万歳は、明治時代に愛知郡筭瀬村(中川区筭瀬町)の嵐伊六により伊六万歳として発展して、近代漫才の基礎となった。

戦後、社会状況と生活環境の変化などで衰退したが、愛知県の



民族文化財に指定されたのを契機に「知多万歳保存会」（現在の「尾張万歳保存会」）を結成して、伝承活動が行われている。

平成11年（1999）には、国の重要無形民族文化財に指定された。

万歳から漫才へ、ビッグ3の登場

上方漫才から生まれた近代漫才の元祖は、上方芸人の玉子家円辰・砂川捨丸・横山エンタツのビッグ3とされる。玉子家円辰は、軽口や謎かけ、ものまねで人気を集め大阪で「名古屋万歳」と称した。砂川捨丸は「高級万歳」と称し、鼓を持ち紋付に袴という正装で、大劇場で演じた。捨丸は「わろてんか」の吉本吉兵衛の弟で、今日、万歳を演じる北川幸太郎の先々代に尾張万歳を習っている。

昭和の始め、背広を着て会話だけで漫才「早慶戦」を演じた横山エンタツ・花菱アチャコのコンビは全国的な人気を得た。

漫才は、正月の風物詩

鼓を手にした万歳の人たちが、滑稽な芸でお正月を迎えた町内の家々を祝福していた記憶が蘇ってくる。

昭和20年代のテレビがない頃、新年の年中行事として親しまれてきた。行く先々で、祝儀と一緒に酒を振る舞われるから、わが家の前では、座敷に上がる前からグデングテンで七福神の布袋様に変身していた。尾張漫才は扇子を持って祝詞を唱える「太夫」、鼓をたたいて合いの手を入れる「才蔵」の二人一組で演じられ、太夫は芸に秀でた年上が務め、蝶太夫・長福太夫といった芸名が使われる。

昭和初年から漫才のラジオ放送が始まり、「万歳来ないと正月来た気分がしない」とまで言われ、正月の風物詩として定着していた。

演者の北川幸太郎氏は、尾張萬歳家元五代目の継承者で「長福太夫」と称し、卓越した軽妙な語りと滑稽な芸で観客の心を暖かく包み込む。金屏風の舞台上、正装した5人の万歳衆が世相のナゾかけを繰り広げ、前半に講演を終えた講師の林和利氏は笑顔で観賞されていた。

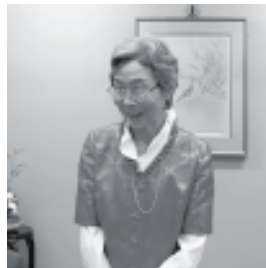
健康と食事

平和支部事業

日時／平成29年10月16日(月) 11:40～ 会場／たん熊北店

講師／NPO法人日本総合医学会

食育サポートあいち てとてと代表 熊代 維勢子氏



健康維持に 発芽玄米と野菜ジュース

岡山県出身の熊代さんは、甘いモノが大好きなご長男がアトピーになったことから、食事の大切さに気づき食養指導士となられたそうです。

50歳から介護士の仕事を始め、ケアサポートを受ける人たちに、玄米と野菜ジュース（青汁）を勧めることで、認知症予防・元気な血管など、健康な生活を提唱され、「玄米と野菜のおいしさを知る（食事で見直す健康）」の普及活動に努められています。

この日も、ご自身の元気さと心の清々しさで講演され、心地よく学ぶ事ができました。

《治療から予防へ》

- 生命力ある玄米で認知症予防
- 青汁は体質改善の秘宝